

議案第五七号

三朝温泉会館使用条例制定について

別紙の通り三朝温泉会館使用条例を制定するものとする

昭和三十四年九月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅 乙

昭和三十四年九月二十六日原案可決

東伯郡三朝町議會議長加藤幸太郎



別表一

使用料 (休憩料)	
区分	休憩料
大人	一般休憩料 五〇 団体休憩料 四〇
高校生	三〇
中学生以下	二五
その他の規定 一 町民は団体料金並とし、町民の団体はその割引とする 二 団体とは五〇人以上のもの統制的な集いをいう	

別表二

区分	使用料			
	一日 午前8時～午後5時	半日 午前8時～午後1時 午後2時～午後5時	夜間 午後5時～翌午前2時	時間超過料 (1時間当り)
大集会場	三,〇〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	五〇〇
小集会場	一,〇〇〇	六〇〇	六〇〇	一六〇
和室(三畳)	一,三〇〇	七〇〇	七〇〇	一八〇
和室(四畳)	六〇〇	三五四	三五四	一〇〇
和室(六畳)	三〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇
その他の規定 一 大集会場は限りなく継続使用及び使用人員の数に對して五割以内の割増をすることかできる 二 冬期間は暖房料実費程度を別に加算することかできる 三 管料を自納とした使用については五割以内を加算することかできる 四 会費以外の大集会場の占有使用については会場の準備費湯水の維持費、入浴料等を別に加算することかできる				

